

第6回原子力小委員会意見書

2014年9月16日

伴英幸

1. 総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の動画公開に倣って、本小委員会も動画公開を実施すべきです。判断をいたずらに遅らせていると、原子力に関する政策決定を国民の目から遠いところで、なるべく知らせないようにして決めたいのだとの邪推を招きかねません。
2. 「原子力事業の状況変化」は事業者自らが招いたもの。その責任を棚上げにして、原子力規制委員会が基準を厳しくしたから、支援が必要というのは筋違いです。こんな理屈が通用するのは原子力ムラの中だけで、一般にはとうてい理解されないでしょう。原子力政策への不信を増幅させるだけです。
3. 第4次エネルギー基本計画には次のような表現があります。

「(2) 原子力①位置付け
～運転コストが低廉で変動も少なく、運転時には温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である。」(21p、なお19pにも同様の記述がある)

このように位置付けている原子力ですから、「差額決済契約」などの類の支援策の必要はないはずです。

また、初期投資が多額に及ぶことに関して、原子力発電投資環境整備小委員会¹で2007年に、「初期投資負担（減価償却費負担）の平準化」として、支援策の導入を済ませています。従って、この点からの支援も必要ないはずです。その内容は

(3) 制度の詳細

①対象事業者

一般電気事業者を対象事業者とする。

卸電気事業者については、電気事業法第22条の規定に基づき、卸供給料金を算定しており、実態上、ユニット毎に受給契約を結んでいるため、初期投資の負担は料

¹ 同小委員会は、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の下に設置された。報告書は3月にまとめられた。<http://www.meti.go.jp/committee/materials/g70314bj.html>

金にて回収することが可能であり、収支上の影響が生じないことから、対象事業者から除くこととする。

②対象工事

電気事業法第47条の認可を受けた原子力発電所の新・増設工事とし、当該原子力発電所の建設工事支出額のうち、設備の大部分（約80%）を占め、法定耐用年数が15年である機械装置及び諸装置（※）に係るものを対象とする。

なお、基礎工事費及び総係費（建設のための測量及び監督に要した費用等）については、適正な比率に応じて配分する。

③積立期間及び取崩期間

積立期間は、着工日が属する年度から試運転開始日が属する年度までを考慮することが適当である。取崩期間は、前述の考え方を基にし、定率法で計上した額が、定額法で計上した額を超えている期間とし、結果として、試運転開始日が属する年度から6年間とする。

④積立額

定率法で計上した額が、定額法で計上した額を超えた額の差率を考慮し、建設工事支出額に24%を乗じた額とする。

⑤取崩し額

取崩期間（6年間）中、各年度において、定率法で計上した額が、定額法で計上した額を超えている差率を取り崩すこととする。

4. 再処理の継続のため、ひろく消費者に負担を強いる仕組みづくりが検討されていますが、今撤退して使用済み燃料を長期貯蔵する方向に転換するほうが、はるかに経済合理性がありますので、支援策より撤退策を構築した方がいい。日米間の既得権益を守るために再処理の維持が議論されているようですが、遠い将来に再処理に経済合理性がでて、かつ必要になれば、国際協力のもとに展開することも可能ではないでしょうか。日本は本来の意味で再処理技術を保有していません（フランスからの輸入であり、核拡散防止の観点から核心的技術は移転されていない）から、国際協力が不可欠で、既得権益に拘る必要性はありません。硬直した政策を改め、国民負担を軽減するべきです。
5. 活発な議論のために、以下のデータ・資料をお願いします。
 - 第5回では原発への支援策の一例として英国とアメリカの一例が紹介されましたが、日本で既に導入されている原子力への数々の支援策の一

覧を資料として提示してください。

- 再処理工場の稼働見込みがないにも係わらず、日本原燃へ再処理積立金から1兆円もの前払支出をすることを経産省が許可した理由と背景を明らかにしてください。
- 使用済み燃料は資産として計上されていますが、その根拠、資産価値の計算方法、この資産の減価償却の有無、また、電力10社の当該資産額などの資料を示してください。
- 廃棄物の減容化では、かつてのオメガ計画とその顛末を資料として示してください。報道では、BWRでも減容化可能とされています。これなら技術的に開発の困難な高速炉を使用する必要がないこととなります。両システムの差異なども示してください。

6. 質問：資料14pにある「2014年5月、安倍総理訪仏の際に、研究を実施する主体や協力期間、意思決定の枠組みなどを規定する取決めに署名し」とありますが、なかでも「意思決定の枠組み」の内容をお知らせください。